

11月は「過労死等防止啓発月間」です

「しわ寄せ」防止キャンペーン【親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」】

くるみん・えるぼし認定等認定授与式を開催しました

10月は、「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です

障害者雇用優良中小事業主認定通知書授与式を開催しました

令和4年10月から雇用保険料率に変更されました

令和4年10月1日から施行された育児休業給付制度の改正について

派遣元事業者の皆様へ「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」が公表されました

静岡県内「労災死亡事故多発警戒中」！！

静岡県有効求人倍率（令和4年8月）



浅間大社湧玉池
写真提供:静岡県観光協会

11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止啓発月間」は、平成26年に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、毎年実施しています。

月間中、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

キャンペーンでは、労使の主体的な取組を促すことを念頭に、月間に先駆け、労使団体など8団体（静岡県経営者協会・商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会・中小企業家同友会・社会保険労務士会・連合静岡・静岡県労働基準協会連合会）に周知啓発の協力を要請し、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を予定しています。

また、県下労働基準監督署において、長時間が疑われる企業などに対し集中的に監督指導（立入調査）を実施します。

また、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働だけでなく、労働条件全般に関する相談を受け付けます。

さらに、9月から12月を中心に、主にオンラインにより、企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的とした「過重労働解消のためのセミナー」（無料）を実施します。

働き過ぎていませんか？

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

相談ダイヤル 0120-794-713

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付中継線です

相談ダイヤル 0120-811-610

厚生労働省 静岡県労働局 労働基準監督署

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

日時 2022年11月1日（火） 13:30~16:30（受付13:00~）

会場 静岡市民文化会館 大会議室（静岡市葵区駿府町2番90号）

参加
無料

事前申込



過重労働解消
相談ダイヤル

無料 令和4年11月5日（土）9時~17時
なくしましょう 長い残業

0120-794-713



全49回
(参加費)
無料

過重労働解消のための
セミナー

開催日程 2022 9 月末 → 12 月中旬

開催方法 □オンライン開催(Zoomによるウェビナー):44回開催
過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/



「しわ寄せ」防止キャンペーン【親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」】

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が「しわ寄せ」となって、下請等中小企業者における働き方改革の妨げとなってはいけません。

静岡労働局では、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」中、「過重労働解消キャンペーン」や公正取引委員会・中小企業庁による「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携しながら、下請等中小企業者に対して適切なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」が生じないように、各種対策に取り組みます。

しわ寄せ防止のための総合対策4つの柱

- ① 関係法令等の周知広報
- ② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供
- ③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報
- ④ 不当な行為事例の周知・広報

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



くるみん・えるぼし認定等認定授与式を開催しました（9月9日）

令和4年9月9日、静岡労働局(石丸局長)は、くるみん認定、プラチナくるみん認定、えるぼし認定を受けた企業に対し、合同授与式を行いました。（15企業出席）

令和4年3月から令和4年7月までに認定を受けた企業は合計で20社に上り、この結果、令和4年7月31日現在のくるみん認定企業は108社、プラチナくるみん認定は28社、えるぼし認定は46社、プラチナえるぼし認定は4社となっています。



プラチナくるみん認定



企業名一覧	
日本プラスト株式会社	浜松磐田信用金庫

くるみん認定

企業名一覧	
医療法人社団 リラ	鈴与レンタカー株式会社
ローランド株式会社	坂井モーター株式会社
株式会社ABC	株式会社モアソングジャパン
株式会社Newデイス	浜松磐田信用金庫
株式会社ワイケーデザインリンク	ジャトコエンジニアリング株式会社
社会福祉法人 岳陽会	静岡県信用保証協会

えるぼし認定



企業名一覧	
静岡ITソリューション株式会社	株式会社フジヤマ
株式会社静鉄ストア	社会福祉法人 遠州中央福祉会
スルガ銀行株式会社	株式会社中外医科学研究所
丸長鍍金株式会社	

※令和4年3月～令和4年7月認定

10月は、「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です

独立行政法人 勤労者退職金共済機構では、毎年10月を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」として、厚生労働省等関係省庁の後援、関係機関及び事業主団体等の協力の下、加入促進及び履行確保の推進や制度の周知等に積極的に取り組んでいます。

毎年10月は加入促進強化月間です。

詳しくはホームページへ

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

簡単
外部積立型で
管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主に
お知らせします。

有利
掛金は
全額非課税
手数料もかかりません。

安心
国の退職金制度
新規加入や掛金を増額する
場合、掛金の一部を
国が助成します。

中退共の
退職金制度なら
社長の決断、
応援します。
退職金

パートタイマーさんや家族
従業員も加入できます

詳細は右記URLをご覧ください：<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

障害者雇用優良中小事業主認定通知書授与式を開催しました（8月24日）

静岡労働局は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用優良中小事業主認定企業として「株式会社丸紅」（島田市）を認定しました。8月24日に石丸静岡労働局長より認定通知書を授与しました。静岡県内では3社目であり、建設業では初の認定企業となりました。



障害者雇用優良中小事業主認定

「株式会社丸紅」（島田市）

【愛称（もにす）の解説】

共に進む(と**もにす**む)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。

障害者雇用優良中小事業主認定制度とは

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度で、令和2年4月1日に創設されました。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

令和4年10月から雇用保険料率に変更されました

令和4年度雇用保険料率について、令和4年10月1日から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更されました。年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>（赤字は変更部分）

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+②		雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+②		雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

詳細はHPをご参照ください

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/topics/20200205koyou_hokennyouhennkou_00003.html

令和4年10月1日から施行された育児休業給付制度の改正について

雇用保険の被保険者の方が、子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。また、原則1歳未満の子を養育するために育児休業（2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

※令和4年10月1日以降に開始する育児休業が対象です。

また、1歳に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施が当面行われないなどの事情がある場合、1歳6か月または2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の対象となります。

詳細は下記URLをご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/201308142.html

※ご不明な点は、管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

(管轄について) <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hw/hw-annai.html>



【派遣元事業主の皆様へ】

「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」が公表されました

働き方改革関連法による改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、
1「派遣先均等・均衡方式」（派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保）、
2「労使協定方式」（一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保）
のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の待遇を確保することとされ、令和2年4月1日に施行されました。
このうち、2「労使協定方式」については、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

令和4年8月26日付けで、**令和5年度の「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」が厚生労働省ホームページに公表**されました。来年度の労使協定の締結にあたり、確認をお願いいたします。

また、同日付けで、「労使協定方式に関するQ & A【第6集】」も同サイトにて掲載されています。

詳細は下記URLをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

お問い合わせ先 静岡労働局職業安定部需給調整事業課 電話：054-271-9980



静岡県内「労災死亡事故多発警戒中」！！

・令和4年8月24日から9月28日までの期間において、**7件もの労災死亡事故**が発生しました（令和4年の累計20件）。

・事業主の皆さま向けに新規リーフレットを作成し、労働災害防止対策について**チェックリスト**を付けましたので、ぜひ、ご活用ください。

チューイかん吉



リーフレットについては下記URLをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00336.html

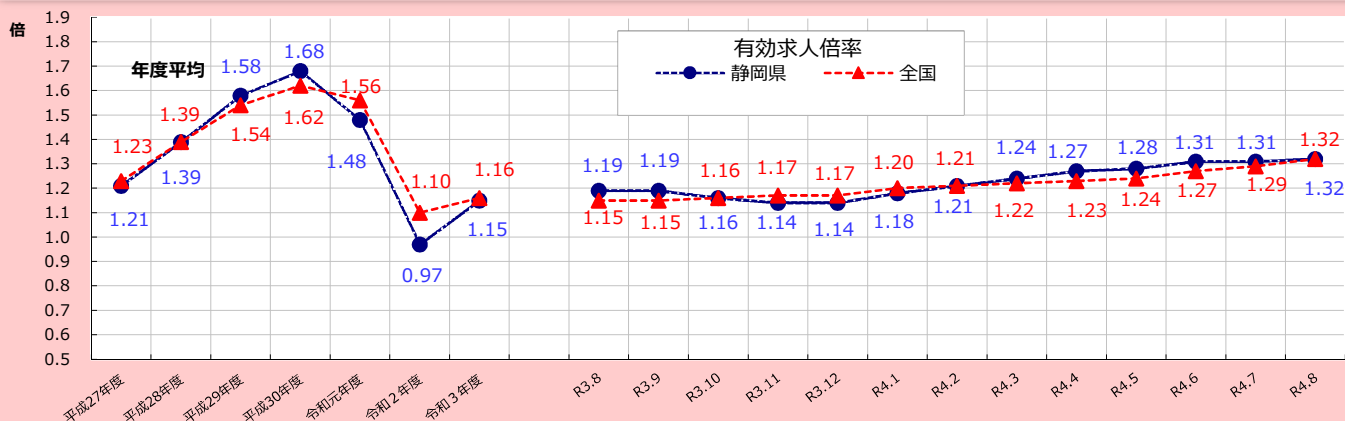
お問い合わせ先：静岡労働局労働基準部健康安全課 TEL054-254-6314

静岡県有効求人倍率（令和4年8月）

＜雇用情勢の概況＞

県内の雇用情勢の改善基調に変化はみられないが、原材料やエネルギー価格の高騰、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は1.32倍(全国29位)となり、前月を0.01ポイント上回った。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）

T E L <054>252-5310 F A X <054>252-8216 <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>